

「農地パトロール」を実施!

~かけがえのない農地を
守り活かしましょう~



農業委員会では平成20年度に引き続き市内の遊休農地（不耕作地）の実態を、昨年11月9日から農業委員を中心に農政課・農業公社の協力を得て農地パトロールを実施しました。

パトロールの結果雑草の繁茂の著しい箇所が確認され、これらの所有者に農地の適正管理を促すと共に意向調査を実施しました。

調査の結果につきましては、半数の方々は売買・賃借を希望しており、農業公社を通し担い手の方々への斡旋を進めております。

遊休農地は、病害虫の発生・産業廃棄物の不法投棄・有害鳥獣の潜入・繁殖等の様々な問題が発生する恐れがあるため、今後ともきめ細やかな対策に取り組んで参りますので皆様のご協力をお願いします。

●農地パトロール実施結果

単位：ha

市内面積	農地面積	遊休農地地目		遊休農地計	備考
		田	畑		
7,458	4,017	10.5	16.6	27.1	平成20年度 遊休農地36.4



Q 現在会社に勤めていますが、相続により農地を取得しました。何か手続きが必要でしょうか？

A 農地法の改正により、平成21年12月15日以降相続等により農地の権利を取得した場合には、農業委員会への届出が必要となります。詳しくは農業委員会へお尋ねください。

農地利用集積円滑化事業が創設されます

農地法の改正に伴い農業経営基盤強化促進法が変わりました。

農地を面的にまとめて効率的に利用できることを目的として、市・公社・農協等が農地の所有者の委任を受け、その代理として農地の貸付け等を行う農地利用集積円滑化事業が創設されます。これにより農地所有者は自ら貸付先を探す必要がなくなり、かつ農地を安心して任せることが出来ます。

また、担い手にとっては複数の農地所有者と交渉する必要がなくなり、バラバラになっている農地を面的にまとめて、効率的な農作業が可能となり生産性が向上します。

市は農地利用集積円滑化事業の実施に向けて基本構想の変更と、農地集積円滑化団体の選定を行います。農地利用集積事業（農地所有者代理事業・農地売買等事業）によって利用権が設定された農地の面積に応じて、農地利用集積円滑化団体に対して交付金が交付されます。

また、相続等により複数で共有する農地について、5年以内の利用権を設定する場合はこれまでは全員の同意が必要でしたが、共有している人の二分の一を超える同意でよいことになりました。

農地の賃借料情報の提供について

これまで農業委員会が小作料の標準額を定めていました標準小作料制度は、今回の農地法の一部改正により廃止になり、これからは賃借料の目安として農業委員会が地域ごとに農地の賃借料情報の収集提供等を行うことになりました。

下記の表は平成21年1月から12月に締結（公告）された賃貸借における10アール当たりの賃借料を集計したものです。

【下野市全域】

1 田の部

地域区分	平均額	最高額	最低額	データ数
基盤整備地域	15,033円	20,000円	7,342円	323筆
未整備地域	10,603円	15,000円	3,714円	65筆

2 畑の部

地域区分	平均額	最高額	最低額	データ数
未整備地域	4,839円	8,013円	2,449円	67筆

※10アール当たり賃借料を取り決めたデータです。物納（例：米60kg）の小作料を設定したデータは含みません。データ数は集計に用いた筆数です。